

<b>仕 様 書</b>		
<b>擬剤散布装置の展示に関わる 技術支援等役務</b>	仕様書番号	第19号
	作成年月日	令和6年4月 / / 日
	作成部隊等名	化 学 学 校

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊化学学校において実施する擬剤散布装置の展示に関わる技術支援等役務（以下，“技術支援等”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 擬剤

陸上自衛隊が訓練等で使用する、HC-Z130040で規定するG剤用、H剤用及びこれを模擬した液体（以下，“彩色水”という。）をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

HC-Z130040 訓練用疑似試薬

#### b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）

## 2 技術支援等に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この技術支援等は、官側が実施する擬剤散布装置の展示（以下，“展示”という。）において、契約の相手方から器資材の提供を受け、擬剤の充てん、取扱要領及び保安業務に関わる技術支援を実施する。

### 2.2 技術支援等の内容

技術支援等の内容は、次による。

#### a) 準備・提供する器資材及び数量

契約の相手方が準備、提供する器資材及び数量は、表1による。

表1－準備・提供器資材及び数量

番号	品名	数量	注記
1	擬剤散布装置	30個	構造、機能及び性能は、表2による。
2	彩色水	必要量	契約の相手方の仕様による。
3	彩色水散布シート	必要数	

表2－擬剤散布装置の構造・機能・性能

区分	内容
構造	円筒状の擬剤散布容器，安全リングから成り，内部に擬剤が充てん可能とする。
機能	安全リングを引き抜くことにより作動し，既定の延期秒時後，擬剤の散布が可能とする。
性能	1) 擬剤を，40 ml 充てん可能とする。 2) 擬剤を，半径2 m以上に散布可能とする。

b) 技術支援等の要領

技術支援等の要領は，次によるほか，2.3の調整会議時に官側が別に示す。

- 1) 官側が展示前に実施する，擬剤散布装置への擬剤充てん時における技術指導
- 2) 官側が展示する時の，取扱要領の説明
- 3) 官側が展示する時の，発射操作における技術指導
- 4) 展示全般における保安業務

c) 技術支援等の実施場所及び回数

技術支援等の実施場所及び回数は，表3とするほか，細部は2.3の調整会議時に官側が別に示す。

なお，実施場所における技術員の移動は，契約の相手方が用意，実施する。

表3－実施場所及び回数

番号	実施場所	回数
1	陸上自衛隊大宮駐屯地	1日間で1回
2	陸上自衛隊富士駐屯地または 陸上自衛隊東富士演習場	2日間で2回ずつ

2.3 調整会議

技術支援等における調整会議は，表4による。

表4－調整会議

番号	区分	内容	時期	場所
1	事前会議	実施日時，展示場所及び 展示要領の細部調整など。	契約後，速やかに 官側が別に示す。	陸上自衛隊化学学校 研究部
2	中間会議	本展示における技術支援 の細部修正指導など。	予行展示終了後， 官側が別に示す。	陸上自衛隊大宮駐屯 地，陸上自衛隊富士
3	最終会議	今後の展示における技術 支援の是正及び補足など。	本展示終了後，官 側が別に示す。	駐屯地または陸上自 衛隊東富士演習場と するほか，細部場所 は官側が別に示す。

2.4 技術支援等工程表

契約の相手方は，表3の番号1の事前会議終了後，速やかに技術支援等工程表を作成し，陸上自衛隊化学学校研究部に提出する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4—提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	注記
1	技術支援工程表	1部	陸上自衛隊化学 学校研究部	表3の番号1の事前会 議終了後、速やかに	様式は、随 意とする。
2	技術員名簿	1部		契約後、速やかに	
3	作業記録（役務 完了報告書）	1部	監督官	日々の技術支援終了 後、速やかに	図1による。

##### 4.2 保全

保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接または間接的にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、駐屯地及び演習場の中で作業などを行う場合、駐屯地及び演習場内での行動（入門などの手続き、火気取扱い、通行路など）は、当該駐屯地及び演習場の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、契約の履行に必要な地域・区画以外への立入りを禁止する。  
なお、やむを得ず当該地域・区画以外への立入りを必要とする場合は、官側の指示を受ける。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、駐屯地及び演習場内外において写真などの撮影が必要な場合、官側の許可なく行ってはならない。

##### 4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

##### 4.4 その他

その他は、次による。

- a) この役務履行に際し、擬剤散布装置に残数が発生した場合及びこん包材等が発生した場合は、契約の相手方が処分する。  
なお、“再生資源の利用の促進に関する法律”，“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”及びその他関係法令を遵守して処分し、第三者に損害を与えてはならない。
- b) この役務履行に際し、駐屯地及び演習場内の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原状に復旧する。

##### 4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

作業記録（役務完了報告書）			
実施年月日		監督官	検査官
契約業者名			
実施場所			
派遣員氏名			
作業内容			
作業細部	実施時刻	工数	必要事項又は所見

**注記1** この記録は、派遣員自身が原則として毎日作成する。

**注記2** 派遣員は、必ず工数を記入し、監督官の確認を受ける。

**注記3** 今後の参考となる事項及び派遣員の所見等は、可能な限り詳細に記入する。

**注記4** 用紙サイズは、A4版縦置きとする。

図1－作業記録（役務完了報告書）の様式